

「アラクロール」、「ブタミホス」及び「メプロニル」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「ブタミホス」及び「メプロニル」については平成20年3月21日付けで、「アラクロール」については平成20年3月27日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

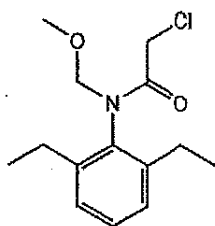
また、「アラクロール」、「ブタミホス」及び「メプロニル」についてはポジティブリスト制度の導入に当たり、いわゆる暫定基準を設定したものであり、平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305006号並びに平成19年3月25日付け厚生労働省発食安第0325012号及び第0325017号により、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼している。

2. 評価依頼物質の概要

(1) アラクロール

本薬は除草剤である。平成20年3月現在、なし、ぶどう等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

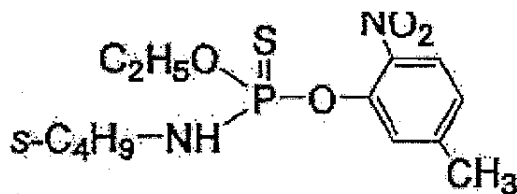
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) ブタミホス

本薬は除草剤である。平成20年3月現在、メロン、すいか等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

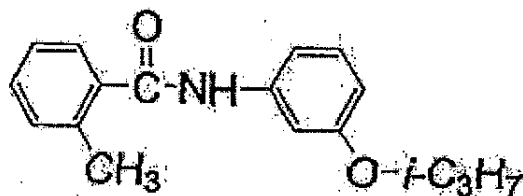
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(3) メプロニル

本薬は殺菌剤である。平成20年3月現在、麦類、ばれいしょ等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。